

### Q1-3 M&Aに関する台湾の法律の概要説明をお願いします。

台湾のM&Aに関する法令としては、企業合併法が中心となりますが、その他証券取引法およびその関連の授権子法、公正取引(独占禁止)法、労働基準法等の法令にも留意しなければなりません。金融機構の間で企業合併を行う場合は、金融機構合併法、金融持株会社法等が適用されます。また、外資が台湾において合併・買収を進行しようとする際には、外国人投資条例の関連規定にも留意しなければなりません。

#### 1 企業合併法

企業が競争力を向上する方法として、合併等によって組織再編を行うことがあり、その手続きの明確化・簡便化を図るため、企業合併法が制定されています。本法は「総則」、「合併、買収および分割」、「租税措置」、「金融措置」、「会社再建による組織再編」および「附則」等の六章で構成されています。

合併・買収の様態、遵守すべき決議手続、公告手続、債権者の保障手続、異議ある株主の買収請求権、従業員の雇用継続と保障手続、および租税優遇等が主要な規定です。

#### 2 証券取引法およびその関連の授権子法

証券取引法およびその関連法は、株式公開会社をその対象としています。株式公開会社が合併等を行う際に、以下の証券取引法およびその関連法の規定に留意する必要があります。

##### 1. 公開買付け制度:

株式公開会社の20%以上の株式を取得しようとする場合は、別段の規定がある場合を除き、原則として公開買付けの方法によって行わなくてはならず、「公開買付けにあたっての株式公開会社の有価証券管理弁法」に基づかなければなりません。

##### 2. 新株発行の手続:

株式公開会社が新株を発効して合併・買収の対価とする場合は、証券取引法および「発行者に対する有価証券の募集および発行の対処準則」の関連規定に基づき取扱わなくてはなりません。

##### 3. 私募手続:

株式公開会社が新株の私募を合併・買収の対価とする場合は、証券取引法および「株式公開会社が有価証券の私募を行う際に注意すべき事項」の関連規定に基づき取扱わなくてはなりません。

##### 4. 情報開示義務:

株式公開会社が合併を行う際には、情報開示に関する関連規定を遵守しなければなりません。

##### 5. インサイダー取引の禁止:

上場または店頭会社が合併・買収を行う際に、当該会社の内部者は当該情報が公開される前に、あるいは公開後18時間内に当該会社の株式売買を行うことは禁じられています。

#### 3 公正取引(独占禁止)法

企業が合併・買収を行う際に、公正取引法上のいわゆる「結合」に該当する場合には、公正取引法に定められる申告の基準に沿い、申告免除の事由がない場合は、公正取引委員会に対して結合申告を提出してから、合併・買収を進行することができるものとされています。

##### 1. 以下の行為が公正取引法においていわゆる「結合」となります。

###### (1) 他の事業者と合併する場合

- (2) 他の事業者の株式もしくは出資を保有または取得し、それが当該事業者の議決権を有する株式もしくは総資本額の 3 分の 1 以上に達した場合
  - (3) 他の事業者の全てもしくは主要な業務や財産を譲受けるまたは賃借する場合
  - (4) 他の事業者と経常的に共同経営を行うまたは他の事業者の委託を受けて経営する場合
  - (5) 直接または間接的に他の事業者の業務経営もしくは人事の任免を支配する場合
2. 事業結合の際、結合参加者の全グループの合計値が以下のいずれかに該当する場合は、事前に中央管轄機関に申告しなければなりません。
- (1) 事業結合により、市場占有率が 3 分の 1 に達する場合
  - (2) 結合に参加した一事業者の市場占有率が 4 分の 1 に達する場合
  - (3) 結合に参加した事業者の前会計年度の売上高が中央管轄機関の公告した金額を超える場合
3. 以下の状況のいずれかに該当する場合は、上記 2. に該当していても結合申告を提出する必要はありません。
- (1) 結合に参加する一事業者が既に他の事業者の 50% 以上の議決権のある株式または出資額を保有し、その事業者と結合する場合
  - (2) お互いに保有する議決権のある株式または出資額が 50% 以上に達する同業者間の結合である場合
  - (3) 事業者が全てもしくは主要な部分の営業、財産または独立運営が可能な全てもしくは一部の業務を単独に新設した他の事業者に譲渡する場合
  - (4) 株式の買戻しや償却で上記 1(2) に該当した場合
  - (5) 単一事業者が子会社の 100% の株式または出資額を保有する場合
  - (6) その他管轄官庁の公告した場合